

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和7年5月16日
政策統括官(統計制度担当)

基幹統計の名称	作 成 者	主 な 変 更 事 項	通知の受理年月日
国民経済計算	内閣総理大臣	令和7年5月に公表する国民経済計算から、以下のとおり、作成方法を変更 <ul style="list-style-type: none">実質雇用者報酬について、新たに家計最終消費支出デフレーターで実質化した実質雇用者報酬を作成し、公表	R7.4.25

(注) 統計法第26条第1項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている（当該作成方法を変更しようとするときも同様。）。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。